

事務連絡
令和7年9月25日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症法に基づく医師の届出に対する周知について（協力依頼）

平素より、国内の感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において全ての医師に届出が義務付けられている感染症（全数把握対象疾患）について、円滑な報告の推進を目的とした普及啓発用の資料を作成しましたので、御案内します。

本資料は、厚生労働省行政推進調査事業補助金「新興・再興感染症及び予防接種政策推進事業」における「感染症対策に関する行動経済学的研究」（研究代表者：大阪大学大学院経済学研究科 大竹 文雄）に基づく研究成果の一環として作成されたものであり、届出基準の解釈やその活用等について分かりやすくまとめたハンドブックとなっています。各都道府県等におかれては、貴管下の医療機関等に対して周知いただきますようお願い致します。

※届出に関するウェブページについて

○「感染症対策に関する行動経済学的研究」に基づく研究成果の一環として作成されたハンドブック（別添と同内容）

<https://www.eipm.osaka-u.ac.jp/top-menu/movie-others/pamphlet250708>

○厚生労働省ウェブサイト 感染症法に基づく医師の届出のお願い

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html

○国立健康危機管理研究機構ウェブサイト 届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/topics/050/index.html>

○国立健康危機管理研究機構ウェブサイト 感染症発生動向調査事業における届出の質向上のためのガイドライン 【医師向け】

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/jp/guideline/guideline2025dc.pdf>

(別添)

別紙 1 感染症法に基づく医師の届出ハンドブック